

諮問番号：令和3年度諮問第57号
答申番号：令和4年度答申第10号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年6月9日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 令和2年6月1日から同月5日までの日数分の生活保護費が支給されなかったため、納得ができない。

令和2年5月分の生活保護費は、転居前の保護の実施機関（以下「転居前実施機関」という。）で5月31日までの分は支給済みである。処分庁の生活保護費の支給日は毎月5日が支給である。

よって6月1日から同月5日までの生活保護費が支給されなかったということである。

(2) 処分庁の弁明書には、本件処分の理由が令和2年6月1日から同月30日までの生活保護費（116,230円）を支給したものでありと記載されていたが、なぜ1か月分の生活保護費で35日間生活しなければならないのかが納得できない。

(3) 以上より、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分について

審査請求人は、令和2年5月分の生活保護費は転居前実施機関で5月31日までの分は支給済みであるものの、処分庁の生活保護費の支給日は毎月5日が支給〔日〕であることから、本件処分により同年6月1日から同月5日までの生活保護費が支給されなかった旨を主張する。

しかし、処分庁は、令和2年6月分の生活保護費について、同月1日から5日分を含む1か月分を審査請求人に支給していることが認められ、その算定に誤りは認められない。

なお、審査請求人は、転居前実施機関では毎月の生活保護費の支給日が1日であったところ、処分庁の支給日が5日であることから、1か月分の生活保護費で35日間、生活しなければならないことが納得できない旨を主張する。しかし、決定した生活保護費をいつ支払うかについては、審査請求人に対し権利を設定し、義務を課し、その他具体的に法律上の効果を生じさせるものではないことから、行政不服審査法上の処分に該当すると解することはできず、当審査の判断外事項である。

(2) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年3月24日	諮問書の受領
令和4年3月28日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知（審査請求人あて同通知は不達）
	主張書面等の提出期限：4月11日
	口頭意見陳述申立期限：4月11日
令和4年5月19日	第1回審議
令和4年6月16日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めて

いる。

- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）を定めている。

- (4) 保護基準別表第1の第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を定めており、処分庁管内の本件処分の時点における居宅基準による審査請求人世帯（1人世帯）の生活扶助の額は78,230円である。
- (5) 保護基準別表第3の2は、家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超える場合は、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内と定めており、生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）1（1）で示された、処分庁管内の本件処分の時点における1人世帯の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額は38,000円である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和2年6月1日付けで、転居前実施機関は、令和2年5月22日限りで審査請求人に対する法による保護を廃止した。
- 令和2年6月1日付けの保護廃止決定の通知書には、理由の欄に「大阪府〇〇〇〔処分庁の所管区域内〕に転出したのに伴い、令和2年5月23日付で〇〇〇〔転居前実施機関〕での生活保護の適用を廃止し、生じることとなる差額について、法第80条に基づき返還免除します。」と記載されている。
- (2) 令和2年5月23日、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (3) 起案日が令和2年6月2日の審査請求人に係る保護決定調書には、「R2.6.1 変更」と、開廃変理由欄に「住宅費（家賃）の計上 6月分」と、扶助額決定欄に「最低生活費 生活 78,230 住宅 38,000

合計 116,230 扶助額 生活 78,230 住宅 38,000
合計 116,230 今回支給額 生活 78,230 住宅 38,000
0 合計 116,230」と、今回支払欄に「世帯払 116,230 支払予定日 R2.6.24 事務所払」と記載されている。

- (4) 令和2年6月9日付けで、処分庁は、令和2年6月1日を保護変更日とし、保護変更の理由を6月分の住宅費(家賃)の計上とする本件処分を行った。

本件処分の通知書には、保護費及び支給額の欄に116,230円と記載され、その下段に「令和2年6月24日 13:30より支給 事務所払 116,230円」と記載されている。

なお、処分庁における生活保護費の支給日は、原則として当該月の5日である。

- (5) 令和2年7月20日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 審査請求人は、令和2年5月分の生活保護費は転居前実施機関で5月31日までの分は支給済みであるものの、処分庁の生活保護費の支給日は、毎月5日が支給日であることから、本件処分により同年6月1日から同月5日までの生活保護費が支給されなかった旨主張する。

しかしながら、前記2(3)、(4)のとおり、処分庁は、本件処分によって、同月1日から5日分を含む1か月分の生活保護費を審査請求人に支給していることが認められ、その算定に誤りは認められない。

したがって、支給されなかった期間が生じているとの審査請求人の主張は採用できない。

- (2) 次に、審査請求人は、転居前実施機関では毎月の生活保護費の支給日が1日であったところ、処分庁の支給日が5日であることから、1か月分の保護費で35日間、生活しなければならないことが納得できない旨主張する。

しかしながら、保護の実施機関が決定した生活保護費に係る支給日については、法による特段の定めはなく、保護の実施機関による運用に委ねられていると解されるから、保護の実施機関毎に支給日が異なることを不服とする審査請求人の主張は採用できない。

- (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長) 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲